

決議第3号

諫早湾干拓事業に対する福岡高裁の判決を受けて、上告を断念するとともに、中・長期開門調査の早期実施を求める決議

12月6日、福岡高等裁判所は、有明海沿岸4県の漁業者らが求めていた国営諫早湾干拓事業潮受け堤防の撤去・排水門の常時開放を求める訴訟の控訴審において、5年間の排水門開放を命じた佐賀地裁の一審判決を支持する判決を言い渡した。

国においては、政府の方針案を検討するために設置された諫早湾干拓事業検討委員会から、本年4月28日に、「開門調査を行うことが至当と判断する。」との報告書が農林水産大臣あて提出されたものの、未だ開門調査を実施するとの決定が行われていない。

よって、今回の福岡高裁判決が出た以上、判決を重く受け止め、上告を断念し、開門調査を実施することが、沿岸漁業者をはじめとする市民総意の願いであり、ここに中・長期開門調査の早期実施を強く要請する。

以上、決議する。

平成22年12月8日

佐賀県鹿島市議会